

# 平成27年5月7日開催教育委員会会議記録

## 1 開会・閉会等について

日 時	平成27年5月7日(木) 午後3時00分					
場 所	教育委員会室					
開 会	午後3時00分					
閉 会	午後3時27分					
出席委員						
委 員 長	横 井 利 男					
委 員	雁 部 隆 治					
委 員	阿 部 博 道					
委 員	坂 根 慶 子					
教 育 長	横 山 信 雄					
説明のために出席した職員						
教育委員会事務局次長	石 井 秀 和					
教育委員会事務局参事 (庶務課長事務取扱)	岩 佐 一 郎					
教育委員会事務局参事 (すみだ教育研究所長事務取扱)	高 橋 宏 幸					
学 務 課 長	須 藤 浩 司					
指 導 室 長	月 田 行 俊					
生涯学習課長	岡 本 香 織					
スポーツ振興課長	佐 久 間 英 樹					
ひきふね図書館長	倉 松 邦 多					

## 2 議題について

### (1) 議決事項

第1 議案第49号 平成27年度墨田区教育委員会の権限に属する事務の点検・評価について

第2 議案第50号 P T A退任役員に対する感謝状の贈呈について

### (2) 報告事項

第1 外手小学校の事故に係る損害賠償請求事件の和解成立について

第2 平成26年度卒業式及び平成27年度入学式における国旗掲揚及び国歌斉唱に関する調査結果について

### 3 会議の概要について

**横井委員長** ただ今から教育委員会を開催します。本日の会議録署名人は雁部委員にお願いいたします。それでは、日程に従って進めさせていただきます。

#### 議決事項第1

議案第49号「平成27年度墨田区教育委員会の権限に属する事務の点検・評価について」を上程する。

**庶務課長** お手元の資料1ページをご覧ください。議案第49号「平成27年度墨田区教育委員会の権限に属する事務の点検・評価について」上記の議案を提出するとしてございます。提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づきまして、平成27年度墨田区教育委員会の権限に属する事務の点検・評価を実施すると、そのためにその方針を定める必要があるというものでございます。その方針の内容につきましては、2ページをご覧ください。案という形でございますが「1 目的」でございます。先ほど申し上げましたように地教法の第26条に基づきまして、教育委員会の権限に属する事務の点検・評価を実施し効果的な教育行政の推進を図るとともに、区民への説明責任を果たし、区民に信頼される教育行政を推進することが目的でございます。これは、毎年行っているものでございます。「2 点検・評価の対象」でございますが、点検評価の対象は平成26年度の教育委員の活動及び教育委員会が行った施策・事業とさせていただきます。次に「3 点検・評価の実施方法」でございます。(1) 教育委員会は、平成26年度に実施した施策・事業の取組状況、成果及び課題を自己点検・評価し今後の施策に反映するというものです。(2) 点検・評価の実施にあたっては、教育に関し学識経験を有する者で構成する第三者評価委員会を設け、その知見の活用を図るというものでございます。これも法律に定められてございます。第三者評価委員は、墨田区におきましては3名とさせていただきます。次に(3) 学校現場の実態把握及び地域住民参画の観点から、第三者評価委員会に校長会、PTA等の関係団体からオブザーバー(関係者)として招き、議論の活性化を図るものとするとしていただきました。前年の場合は校長会からの代表で、PTAからは声をお掛けしておりませんでした。今回は新たに保護者代表ということでPTAの代表者にも声をかけさせていただく予定でございます。下の欄でございます。平成27年度の第三者評価委員は、過去に委員の皆様からご意見いただきましたように、委員が固定で長くなっておりましたので一人代えさせていただきました。一人は尾木 和英さん、これは今までどおりです。佐藤 晴雄さんも同じでございます。新たに代えしましたのが小松先生から堀内 一男先生に代えさせていただきました。この方は、公益財団法人国際理解支援協会シニアアドバイザーでいらっしゃいます。国際理解教育ですとか環境教育を専門にされているようでございます。次に大きな4番です。「4 点検・評価の全体スケジュール」でございますが、全体で点検評価の第三者評価委員会は4回開く予定でございます。これは、だいたい例年と同じかたちでございます。8月に点検評価の報告書案を作成いたしまして、9月の教育委員会決定後第三回区議会の定例会において提出・報告ということで公表も合わせておこなうと、毎年同じスケジュールでございますが、この形で進めたいと考えております。続きましては3ページをご覧ください。第三者評価委員会の具体的な進行でございますが、大まかな予定ですが5月に第1回を開きます。この時は、評価委員の委嘱は当然行いますが、会議進行の確認と選定事業といたしまして、3ページの一番下に2つ学校教育と社会教育で一つずつ事業を選定させていただいております。学

校教育の方では、学力向上3カ年計画、社会教育の方では、放課後子ども教室です。こちらを選定事業といいますが、これらの事業につきまして、第1回目で評価をいただきます。第2回目が6月になりますが、これは学校教育分野全般の事業評価、教育指針でいいますと施策の方向1というくりになりますけども、全体的な評価をしていただきます。7月、3回目に入りまして、社会教育分野における事業の評価です。これは教育指針でいいますと施策の方向2という分野になります。これは、毎年恒例でやっております全体の評価でございます。それを行いました後、4回目で、去年は1回目で教育委員さんとの意見交換をしていただきましたけれど、今回は総括を兼ねまして、最終日の4回目で教育委員さんと評価委員とでご同席いただきまして、ここで意見交換等もいただければと考えております。従いまして、この4回で教育委員の活動状況について評価をいただくという形で、去年とは違った運営になろうかと思っております。まだ日程が決まりませんので、日程が決まりましたら調整させていただけたらと思っております。よろしくお願いたします。大きな6番でございます。「6 点検・評価結果報告書の構成・内容について」でございます。(1) 第三者評価委員の意見に対する各施策・事業の対応状況ということで昨年度の評価委員の意見等とその後の事業・施策実施や27年度予算要求における反映状況の総括を行うことにより、より確立したPDCAサイクルを目指すものということでございます。(2) 点検・評価結果報告書についてですが、これは表記をわかりやすいものにしたいということで、これも去年から力を入れて取り組んでいるところでございますが、実績に表やグラフ、注釈の追記など、わかりやすい表現に工夫をしたいと思っております。大きな7番です。「7 第三者評価委員会において重点的に評価する事業の選定」ということで、先ほどもご説明しましたが学校教育から学力向上3カ年計画、社会教育から放課後子ども教室ということで、去年は各課にあたり1事業ということで選んでいたのですが、もうちょっと集中的に審議していただくのと、あとは施策の方向1、2の学校教育分野、社会教育分野全般の評価にもっと時間を割くために事業を絞りました。学校教育の方が学力向上3カ年計画、この選定理由でございますが、平成27年度は当該計画の最終年度に当たると、その中間年度26年度における取組、成果等を評価することにより次期計画の策定に向けての検証を行うということで、この事業とさせていただきます。2件目の社会教育の方は放課後子ども教室でございますが、この選定理由は、平成26年度、国において「放課後子ども総合プラン」が策定されまして、本区においても全ての児童・生徒の安全・安心な居場所づくりの観点から、全小学校において当該事業の実施を目指すとともに、児童への学習支援や多様プログラムの充実、地域住民等の一層の参画促進を図ることが必要ということでこの2つを選定させていただきました。主な内容は以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

**横井委員長** ただ今の説明についてご質問、ご意見はございませんか。

**雁部委員** 第三者評価委員の堀内さんは、過去にこういったような点検評価をされたことはありますか。

**庶務課長** 墨田区との関係で申し上げますと、過去に第三者評価ではありませんが教育委員会の関係で学識経験者としてお力添えいただいたことはあります。あとは、第三者評価で申し上げますと現在、江戸川区の方で、第三者評価委員として堀内一男さんをお願いしていると確認しています。第三者評価委員は総合的に教育のことがわかっていないと難しいということもございまして、そういった観点から堀内先生を選ばせていただきました。選定事業についてでございますが、教育委員会の決定として、この2事業ということでございます。第三者評価委員会の中でもし他にもっとや

りたいというようなお話があれば、それはそれで、追加する形でやることにはなるかもしれませんが、少なくとも教育委員会では、この2事業をやってくださいという方針でやらさせていただきます。

**坂根委員** 3ページの6(2)についてですが、「点検・評価報告書をわかりやすく表記」の次、「事業概要や実績に表・グラフ」とありますが、事業概要に表やグラフを入れるんですか。概要というのはどれぐらいですか。

**庶務課長** 書式がございまして、事業の概要の欄と実績など、そういった欄があります。そこにA3版くらい一枚の大きさの書式を作りまして、そこになるべく詳細に説明を入れていく形になるのですが、その実績の内容等について表やグラフで表記できるものはそこに挿入をいたしまして、説明をできるようにするということです。

**坂根委員** A3ということはA4が2枚ですね。それに表やグラフを入れる形ですか。

**庶務課長** 具体的には、去年の評価がございましてご覧ください。見開きのA3版で一つの表になっております。

**坂根委員** 事業概要というのは、そのまた概要的なものがA3というふうに理解したのですが、そうではないのですね。

**庶務課長** この書式の中に全部入れる形になります。

**坂根委員** 表にしたというのは、わかりやすいという評判でしょうか。

**庶務課長** 今までは、文字がずらっと並んでいたのですが、表が入って分かりやすくなったと思っております。さらに一層精進していこうと思っております。

**坂根委員** 表が見やすいかどうか、よくわからないのですが、文字がたくさんあるというのはよくないのですが、表になっているから見やすいか、というのはどうかという気がします。全部が表ではなくて、対象になる部分があってもいいのかもしれませんが。全部が表ですと、ああこれは表かといったら読まない可能性があると思っております。

**庶務課長** 表を使った説明とご理解いただけたらと思っております。

**横井委員長** 工夫をしていただくということで、よろしいでしょうか。

**横井委員長** それでは、議決事項第1議案第49号「平成27年度墨田区教育委員会の権限に属する事務の点検・評価について」は、原案どおり決定することにしたいと思っておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**横井委員長** それでは、原案どおり決定いたします。

## 議決事項第2

議案第50号「PTA退任役員に対する感謝状の贈呈について」を上程する。

**生涯学習課長** 資料の4ページをご覧ください。議案第50号「PTA退任役員に対する感謝状の贈呈について」でございます。提案理由としましては、墨田区教育委員会感謝状交付基準要綱に基づき感謝の意を表する必要があるためでございます。次のページに被贈呈者の一覧が記載してございます。前回4月16日の教育委員会の際に15名の感謝状の贈呈について承認をいただいているところでございますが、今回追加の分としましてPTAの会長・副会長・会計・書記及び庶務として通算5年以上在職して退任の方が上段にございます2名の方。単位PTA副会長・会計・書記及

び庶務として通算5年以上在職しまして退任される方が下段にあります4名の方、以上6名の方に感謝状の贈呈を行うものでございます。なお、こちらにあります贈呈の年月日でございますが、それぞれの単位PTAの総会の日付になっておりますので日付がばらばらとなっております。説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

**横井委員長** 何かご質問、ご意見はありませんか。

それでは、議決事項第2・議案第50号「PTA退任役員に対する感謝状の贈呈について」は、原案どおり贈呈することにしたいと思っておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

**横井委員長** それでは、原案どおり決定いたします。

## 報告事項第1

「外手小学校の事故に係る損害賠償請求事件の和解成立について」、庶務課長が次のとおり説明する。

**庶務課長** 6ページをご覧ください。外手小学校の事故に係る損害賠償請求事件の和解成立についてでございます。1番として事故の概要についてでございますが、平成21年10月9日午後、墨田区立の外手小学校の教室におきまして、加害児童が通知表を持ち帰らないと拒否しているのに対しまして、担任の先生が被害児童に対し、通知表を持って来るよう頼んだと。その被害児童が担任の元へ通知表を持っていこうとしたところ加害児童がはさみを投げつけ、被害児童の左目に突き刺さり、負傷したという事件でございます。これにつきまして、訴訟が請求されていたということでございます。2番です。本件事故に係る訴訟概要ですが、当事者として「ア」として原告 被害児童及びその保護者、被告が加害児童の保護者、そして私どもの学校側である墨田区、そして東京都となっております。(2)訴訟の経過についてでございます。平成25年4月24日に東京地方裁判所に訴えが提起されました。7回の口頭弁論、5回の和解協議を経まして、裁判長から双方に和解勧告がなされまして、平成27年4月23日の第6回和解協議において、被告らが、損害賠償債務として連帯して220万円の支払義務があることといたしました。その債務についての求償に関する負担部分でございますが、加害児童の保護者がその5、つまり50%、墨田区がその5、50%、東京都が0という形でこの割合で和解が成立したところでございます。和解調書につきましては、次のページ以降になってございます。裁判所で閲覧請求をすれば閲覧ができるということを視野に入れつつ墨塗りをさせていただいております。事件番号につきまして墨塗りをしておりますのは、番号がわかると全部裁判所で閲覧ができてしまい、被告、原告の個人情報が出てしまうということが理由です。あとは、原告、被告のそれぞれ個人名につきまして、墨塗りをさせていただいております。和解条項の内容につきましては、先ほど説明した内容が主な内容になっており、4ページが和解条項の詳細な内容になってございます。要は220万円の連帯債務を負いますので、例えば加害児童側が支払わなくても墨田区が220万支払うこともできます。その場合には持分に依りて「その5」ですから110万円が墨田区の責任になりますので110万円を立て替えたこととなります。それについては、加害児童の親に対しまして110万円を求償すると、そのことがここに書いてあります。その逆のこともありうるので加害児童の保護者が立て替えた時には、墨田区が払うというような主旨の条項がこの中に書かれております。以上でございます。

**横井委員長** 何かご質問はございませんか。

**坂根委員** 阿部委員にお尋ねします。民事第45部というのは、こういう関係の部署のことですか。

**阿部委員** 通常部で、特殊な事件だけを扱うという部ではありません。

**坂根委員** ありがとうございます。

**阿部委員** 別紙の和解調書ですが、被告らとは書いてあるので、東京都も入るわけですね。東京都も責任を認めたということで理解していいですか。

**庶務課長** いや、東京都はゼロです。

**阿部委員** 内部の負担分はゼロですが、原告に対しては責任を認めた形ということですね。将来、後遺障害が出る場合が想定されますから。

**庶務課長** 将来、手術などに伴う負担が発生したときは当事者で協議してくださいということです。ただ、その時に負担割合を参考にするにはなりませんよと裁判所から言われておりますので、その時も東京都は当然対象になってくると、そう意味では被告らとはいう中には入ってくると思います。

**横井委員長** よろしいでしょうか。ありがとうございました。

## 報告事項第2

「平成26年度卒業式及び平成27年度入学式における国旗掲揚及び国歌斉唱に関する調査結果について」、指導室長が説明する。

**指導室長** 8ページをご覧ください。卒業式の小学校のデータでございます。9ページが中学校、10ページが夜間学級、11ページが小学校の入学式、12ページが中学校の入学式のデータとなっております。卒業式につきましては、小学校が3月25日、中学校が3月19日、夜間学級は3月21日に実施しました。また、入学式については、小学校が4月6日、中学校が4月7日に行われました。その結果、すべての学校において国旗掲揚及び国歌斉唱については、学習指導要領に基づいて適正に行われたということが確認できましたのでその旨を東京都にも含め報告させていただいたということでございます。説明は以上でございます。

**横井委員長** 何か質問はございますか。

**阿部委員** 墨田区の教育委員会では指示を出しているのですか。

**指導室長** 墨田区の教育委員会というよりは東京都の方からこういう指示がございまして、それを踏まえて墨田区も通知をさせていただいているところでございます。

**阿部委員** 報告は都にするのですか。

**指導室長** はい。

**坂根委員** 卒業式には、夜間中学校一校分がありますが、入学式は夜間中学校はないのですか。

**指導室長** 入学式につきましては、夜間学級については、新たに4月になって新2年生として入ってくるということもございますので、4月の入学式に相当する始業式の段階では新1年生だけではなくて新2年生や新3年生の中にも新たに入ってくるという方もいらっしゃるの、基本的に入級式とか始業式という名をうって、入学式という扱いでは実施はしてございません。

**横井委員長** 以上で、予定の議決事項・報告事項はすべて終了しましたが、ほかに事務局または委員さんから何かございますか。

以上で、教育委員会を終了いたします。